次のとおり企画コンペ方式の募集を行います。

令和7年5月12日

収支等命令者 佐賀県政策部統計分析課長 西田 陽介

1 業務内容

- (1) 委託業務名 令和7年国勢調査佐賀県広報業務
- (2) 委託業務の仕様等 別紙による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年11月30日まで

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを 要する。

- (1) 県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 過去、同種の業務の実績を有していること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、経験豊かなノウハウや技術を有していること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき参加資格の受付がなされているものは除く。) でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (7) 企画競争の日の 6 か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りにした者でないこと。
- (8) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者 又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でな いこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

- (10)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又 は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県政策部統計分析課調査分析第一担当所在地 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59電話番号 0952-25-7184ファックス番号 0952-25-7298電子メールアドレス toukeibunseki@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法 令和7年5月12日(月)から同5月28日(水)まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会

実施しない。

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上 記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年5月26日(月)17時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年5月28日(水)までに通知する。
 - 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は、別紙のとおりとする。

- (2) 提出期限 令和7年6月25日(水)12時まで
 - 注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月1日(火)
- (2) 場所 旧自治会館 10 号会議室
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

8 結果の通知

令和7年7月2日(水)までにすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別表のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供する ことができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約 (見積金額の 100 分の 10 以上) を締結し、その証書を提出する場合
 - (4) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるお それがない場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額) とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行った場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害 は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行する ことができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も 高い者が2人以上あるときは、審査委員で協議のうえ、審査委員長が決定する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

実施要領による。